

# 上場外国有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外国の金融商品取引所に上場されている外国株式等(以下「上場外国有価証券等」といいます。)の売買等(※1)を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。予め充分お読み頂き、ご不明な点は、お取引開始前にご確認下さい。

## 手数料など諸費用について

- ・ 上場外国有価証券等の売買等に当たっては、当該上場外国有価証券等の購入対価の他に別紙「手数料表【上場外国株式等】」に記載の売買手数料を頂きます。
- ・ 上場外国有価証券等を募集等により購入する場合は、購入対価のみをお支払い頂きます。
- ・ 上場外国有価証券等の取引に当たっては、外国の取引所金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します(※2)。
- ・ 上場外国有価証券等の売買、償還等に当たり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

## この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

## 上場外国有価証券等のお取引に当たってのリスクについて

- ・ 上場外国有価証券等の売買等に当たっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等(以下「裏付け資産」(※3)といいます。)の価格や評価額の変動に伴い、上場外国有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずる恐れがあります。
- ・ 上場外国有価証券等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場外国有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずる恐れがあります。
- ・ 上場外国有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場外国有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生ずる恐れがあります。

- ・また、新株予約権、取得請求権等が付された上場外国有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意下さい。

## 上場外国有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場外国有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 上場外国有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 上場外国有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 上場外国有価証券等の売出し

## 当社の概要

商 号 等 スターツ証券株式会社（金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第99号)  
代表取締役 坂内 勇仁

所 在 地 〒134-0088 東京都江戸川区西葛西六丁目10番6号

加 入 協 会 日本証券業協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
(連絡先電話番号 0120-64-5005)

資 本 金 5億円(平成19年9月30日現在)

主 な 事 業 金融商品取引業

設 立 年 月 平成11年11月

連 絡 先 03-3686-2532(総務部)

- ※1 「上場外国有価証券等」には、海外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。
- ※2 「上場外国有価証券等」に係る現地諸費用の額は、現地の法令及び規則、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等を予め記載することはできません。
- ※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
- ※4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書と同様の性質を有するものを含みます。